

# 土建労働者保護管理雜考

福 塚 清\*

## は し が き

最近に至り勞務關係の事項が頻りに表立つて來、従前一部に於ては熱心に論議されつゝあつた事ではあつたが昨年來急に其の相貌を改めて吾々に切迫して來た之は各種の方面に就いて左様考へられるのであるが、當面の問題としては労働者保護管理に關する事項が擧げられる、之に就いては昨年末既に「土建労働者保護規則」が公布された事ではあり、差當り滿洲に於ける労働保護立法の特殊意義と云つた様な事を中心として思ひ付くまゝ書き連ねて見た、筆者の狭見未熟或は言説其の當を得ない點が多々有るものと思ふ、幸ひ寛恕を得て叱正を賜はらんことを。

## 思ひ付くまゝ

大陸の多も漸く白装を纏らして將に甜ならんとする客年11月25日、豫めて懸案の「土木建築労働者保護規則」は政府當局の勞務行政に對する眞摯なる熱意を象徴して雄々しくも其の巨歩を踏み出した、色々な意味で實に劃期的な裝束であらねばならない、時恰も嚴寒に入らんとする候、吾々は既に氷雪に覆はれた北滿の山野に孜々として働く労働者を遙かに思ひ浮かべ、我知らず温かい氣持ちに包まれた事であつた。

扱て、本規則の公布が劃期的な事實であると謂ふ事は、凡有ゆる點に就いて考へられる所であるが、最も注目すべき點は、先づ労働者に對する保護管理上要請せらるべき取扱規則が明示され而も其れが滿洲の特殊事情に出来るだけ即應せむとした努力の跡が見える事であり、次には労働者の生活指導に付き其の中核を爲し之が直接當事者たり所謂把頭に對し、其の監督權が確立され、其れが把頭を使用する事業者を通じての間接的效果を期待するに留まるとは謂へ、勞務體制の一斑を如實に描き出し事相の要綱を明確ならしめた點に於て意義深い

ものゝある事である。

尙ほ本規則は其の内容を通覽するとき、一應労働者の保護管理に付き其の原則的事項を規定する單なる行政措置に過ぎないものと見受けられない事もないが、將來諸種の具體的事項が補足せられ、或は其等に關する關係法令の發布される事のあるべきものと豫想すれば、本法も多分に經濟法的性格を帯びる可能性を伴ふものであり、且つ把頭を對稱として其の間接的監督權の所在を明かにした事に依り、今後或は把頭取締に關する尙一層具體的な直接的措置の考慮せらるゝ事あるべきを豫想せしめるものがある。

既に周知の如く、本規則は労働統制法を母體として生れ出でたるものではあるが、以上概観する所に依り明かな様に、労働統制法が本規則に對し母體であつた以上に、本規則は將來に向つて大なる母性を包藏してゐるものと見る事が出来、其の發展性の直接的にして、其の影響する所の廣汎且つ深刻なるべき點に於ては恐らく前者の比ではなからう、此の意味に於て本規則は滿洲國の勞務行政上實に巨大なる第一歩を印したものであり、特筆に値すべき意義を有してゐる。

凡そ企業には必ず危険を伴ふもので、内部的には企業經營上或は人的要素の上に危険を伴はないものと絶無と謂つて差闕へなく、外部的にも第三者に對し危険と謂つた形で影響を及ぼすべきものが多々あらう、而して人的要素に關し之が保護對策としては、企業經營上の立場からは能率増進を終局的の目的として災害防止及び最高作業能率の發揮並に之が保持を目標して勞務管理方式の改善に依る合理化運動となつて現はれ、社會的立場よりは災害者の救済並に労働者の生活擁護の問題として主として道義的に取扱はれ、國家的立場に於ては労働人口の開拓、保全並に能率運動となつて廣凡なる領域を抱括する事と

なると同時に多分に政治的動向に左右さるゝ傾向を帯びて来る。

今滿洲國に於ける土工事に就き之を見るに、企業經營上の立場よりするものに関しては一部特殊に屬するものを除く以外積極的な體制を整へられてゐるものは極めて稀なりと謂へやう、之に就ては諸種の點より説明出来るであらうが、先づ考へらるゝ所は此の種工事が近代産業の重大なる一翼を爲すものたるに拘らず種々の條件に依り工事施工手段の近代化換言すれば其の機械化が行はれてゐる事が少いと謂ふ事であり、此の種々の條件と稱するものは地文的にも人文的にも自然的環境に制約さるゝものが其の大部を占めてゐる、尙ほ又把頭制度を基幹とする滿支勞務體制の特殊性は勞力の集團的使役を多分に容易ならしめるものであり、之等が因となり果となりて、工事量の急激なる膨脹を來たした近來に於ても未だ工事施工手段の原始性を脱却し居らざるものと見る事が出来やう、工事の施工に當りては其の現状以上の如くなるを以て工事に随伴する災害事故の如きも多きは自然的誘因に基くものが其の大半を占め、與へられたる條件下に於ては人力の如何とも爲し難きものある事も亦免れ得ない所である、今村落都邑を離れて遠く殆んど無住地帯にも等しき山野に於て「ジョヘル」一艇、「ランザ」一艇に依り渾身の力を込めて立脚し土工労働者を思ひ、之等に要する構築資材の輸送に峻険、泥濘を冒して日夜なき従事員を想起すれば思ひ半ばに過ぎるものがあるやう、而して滿洲に於ける主要工事の大半は之等邊境に於ける鐵道、道路、其他緊急を要する特殊工事に在る事をも併せて思ひ浮べるとき、土工労働者保護政策に關し先づ基本的に考慮せらるべき特殊性が明瞭として来る、此處に於て滿洲に於ける此種労働者に対する保護管理の積極化を要すべきを唱導せらるゝ所以があると共に、實踐政策に關しては自ら可能な限度のあるべきを看取されねばならない、然るに現状に於ては此の可能なべき限度にすら達せざる向の有る事が問題なのであつて之等を指導鞭撻して標準的狀態迄に高められねばならない事が當面の課題として理解せらるる必要があり、本規則の運用方に就きては、作業場を化して労働者の樂園と化せんとする

努力にのみ終始するが如き事態を招く事ありとせば、遂に悔を千載に残すの憂目を見る事とならう。

請つて工事界の現状を見るに、慚に寸言觸れたる如く稍もすれば労働者に對し差し延べらるべき手に其の温かみを缺くる事なしとしない場合のある事は大いに考慮を要する所であり、與へむとして能はざる事のあるべき場合は時として豫想せねばならない所であるが、自然的環境其他の名に隠れ、或は勞務管理若くは作業管理の内實を離れて、労働者の取扱を等閑に附し、事業者の作業場經營態度が企業採算事務のみに終始するものありとすれば大いに猛省を促されねばならない、事業者に對し要請せらるゝ所如斯と雖も、事業者も企業經營體たる以上採算を度外視した又は必要以上の施設と謂ふものは考へ得られないが、可然き施設を以て労働者の作業能力を増進せしめ得可きものに就きては採算可能な限度に於て之が福利施設を爲すべき餘地ある如く思考せらるゝと共に、事業責任完遂方に付き今一段の配慮あるべきを要望するは獨り筆者のみに非らざるものと考察される、此處に謂ふ事業責任とは次の如きものを意味し、其の一つは當然の理に依り労働者に對し採るべき事業者の責任事項にして、今一つは信義誠實の理念に依り事業者より施さるべき性質のもので、無過失賠償責任の類を謂ひ業務上による災害扶助の如きは之に屬する、而して後者は労働者の保護管理に就き社會的觀點若くは國家的立場よりするものと最も密接なる關係を有するものであり、此種災害扶助に要する給付を當該事業者のみに依り負擔せしめむとするには或る限度があり、社會的乃至國家的立場に於て事業者に於ける可能な負擔限度以上の扶助給付を爲さしむる要ありと認めらるゝ場合に於ては當然社會的施設として斯かる給付を爲し得べき制度を設ける必要があり、此際國家は積極的支援を與ふべき事とならう、而して通常勞働保護立法は此種の無過失賠償責任の處理に關する事項が其の核心を爲すものであるが、土工労働者を對稱とする保護立法に關し此處に注意を要すべきは、之等労働者を使役して爲す工事の大半は、極限された極小部分を除くの外、請負に依り爲さるゝ事であり、此の請負企業と謂ふものは經營上本來多分に不安定なる

企業性格を有するものである事である、即ち災害事故の如く豫測すべからざる事象に基く労働者の傷害に對し之が扶助救済の義務を、當該事業者の一方的負擔のみに依つて之を課するに於ては、増々土建請負企業的不安定性を累加せしむる事となり、業界の健全なる發達を促す所以に非らざるは勿論、却つて工事費の異常なる昂騰を招かざるや保し難いのである、此處に於て日本に於ても土建労働者を含む屋外労働者に關する保護立法の立案實施に當りては頗る深重なる配慮と準備とを以つて、其の種別を同じくする工事に關しては可及的此種危險負擔の均等化を圖ると共に事業者の扶助責任に保險を附せしめて扶助支出の負擔限度を明確ならしめ、以つて土建請負企業經營上豫想さるべき不安定性は可及的之を排除するの措置が講ぜられてゐる、滿洲の土建労働保護立法に於ても今後前述の主旨に依る如き何等かの措置の講ぜらるゝ事は豫想出来るのであるが、今直ちに具體的に事業者の無過失賠償責任を追及せんとするも其の方策の基本となるべき諸種の工事統計資料に若干欠くる所あり、依つて現在承知し得る程度の資料を以つて直ちに之が實施に乘出さむとせば必ずや相當の危險を覺悟せねばならないの

あるが(規則第13條)災害扶助に關する具體的細密規定は之を設けず單に傷病者治療に關する注意義務の原則を明示せるに止まる(規則第20條)を以つて、災害扶助規定に關する具體的條項は將來之を追加せらるゝか乃至は別途、公布せらるゝことあるべきものと思料せらる。

次に、本規則の對稱となつた滿洲の土建労働者とは如何なる労働者かと謂ふ事も一應念頭に置く必要のある事であらう。

本規則に謂ふ労働者とは勿論其の族籍の如何は之を問ふ所ではないのであつて、今民族別構成は如何なる状態なりやを見るに概ね次表に依りて其の傾向を察知すに事が出来やう。

之に依つて見るに日鮮人は全數の3.5%を出でず、殘餘は滿支人に依り占められ、而して滿支人の相互比率は略相半する如くである。前記滿支人とは夫々國內人、國外人を意味するものであるが、國內人に就いては現在滿洲國人口は既に4300萬を突破せりと謂ふも、清朝末期に於てすら滿洲居住人口は總數三百萬を出でなかつたらうと稱せらる所より考察し、此の人口増加は先住民族の繁榮に依る自然増加のみではなく、社會的增加人口と

第 1 表 各年別全滿土木建築工事使役員數調 滿洲土建協會調査

年 次	工事金額 (參考)	實 數					百 分 比					指 數 (昭和7年基準)
		支那人	滿 人	内地人	朝鮮人	合 計	支那人	滿 人	内地人	朝鮮人	合 計	
昭和6年	13,680	16,200	17,100	680	450	34,480	47.0	49.7	2.0	1.3	100	24
7年	57,567	67,300	71,550	3,096	1,760	143,706	47.0	49.6	2.2	1.3	100	100
8年	104,078	96,095	102,107	4,283	2,570	205,055	46.8	49.8	2.1	1.3	100	143
9年	154,633	136,339	146,867	6,059	2,672	292,937	46.4	50.0	2.1	1.3	100	204
10年	149,871	118,964	130,772	5,614	2,968	258,317	46.0	50.6	2.2	1.3	100	180
11年	135,673	95,000	129,762	5,400	2,323	232,485	40.0	55.7	2.3	1.0	100	162

である、而して此の危險の及ぼすべき範圍と程度とに於ては甚だ重大なるものを豫感せしむるを以つて、政府當局に於ても之が對策に付きては頗る慎重を期し、充分なる研究の下に周倒なる検討を加へ、之が實施に當りては萬全を期せむとせるものなる如く感觸する、即ち先般公布されたる「土建労働者保護規則」に於ては、傷病労働者の救済治療の爲め必要なる施設を爲すべき事は規定して

も稱せらるべき移住人口に依り其の殆んどを占められ居る事は推測に難からず、而して此の民族の大移動は支那より爲されたるものなる事を知るとき、滿洲國々内人と稱するも吾々は之を漢民族として理解しなければならぬ、即ち本規則に依り保護を受くべきものは悉く漢民族なりと稱するは過言ではなく、立法の趣旨も亦實に此處にありと見るべきであらう。

由來漢民族は一種獨特の民族性を有する種族であり、多くの人々に依り指摘されてゐる如く所謂「中原に鹿を追ふ」事を以て終始した歴史に依る所産だと謂はれてゐる様に、北方民族からの週期的征服に依り彼等の支配者の屬々なる交代の繰返しに依り、何時とはなく生れ出てたる處世術の習性化せるものであると見るも必ずしも當らずとは否定し難い。

彼等は斯かる覇者の交代を何等關心せざるものゝ如く眺めつゝ、家族生活を生活とし、斯かる歴史的體驗を通じて獨特の人生觀、國家觀、世界觀を樹立したものであり、延ひては簡素、穩健、忍耐、勤儉、靜和、保守、知足、無關心、老耄、等々が性格化し遂に民族性に迄高められたものと見られやう。

又哲人韓非子の法治論が時の世態に容れられなかつた事も注目を要すべき點で、當時の國家の構成單位と現在の夫れとは實質に於て殆んど差異を認め難い事と、其の性情に於ても大した異動のない事である、之は支那人獨特の現實主義、人道主義の然らしめた所であらうと思料せられるが、此の點に立つ時「最も少く治める事が最もよく治める事である」と謂ふ名言も興味深く印象付けられる、換言すれば支那人は理窟の通つた事は嫌ひであり、整然たる理論に裝はれてゐるものには常に警戒的であり、その様な筋の通つた簡単な事は浮世には有り得ないと考へるのである、繼へてを長い歴史に依り練り鍛えられた廣い妥當な常識に依り判斷しやうとし、斯かる判斷のみが事の真相を洞察し得る唯一の手段と心得てゐる、之等は一面又支那家族制度の所産と見る事も出來やう。

尙ほ漢民族の社會意識は甚だ稀薄にして、彼等の家族生活は直ちに國家生活なりと稱せらる程に家族制度が徹底的に彼等を支配せる事も又見出す事は出來ない、支那には國と家とのみがあつて社會と謂ふものは有り得ないとさへ謂はるゝ所以である、又前言之如く支那に於ては最も少く治める事が最もよく治める事だとさへ謂はれてゐる位で、支那民衆の生活は或意味で全く國家より遊離してゐるものとも謂へる、此處に支那的ボルドの芽生があると共に吾々の最も注目すべきものが潜んでゐるので

ある。村落は亦一種の家族意識に依り成立し、同郷意識は又家族意識の範疇に屬する、而して帮組織は總へて家族的意識に基くものであり、支那家族制度の息吹きを如實に感得される所以で、帮組織を社會と見る事は甚だ困難なのである、吾等の問題の對稱たる苦力帮も此の境内に在る事を知らねばならないのであり、滿支社會政策の基本問題として充分理解されねばならない所である。

以上滿支人の一般性情と帮との問題に若干觸れてみた所であるが、之等に依りて受ける暗示は尙に大なるものがある、滿支土建工事施工手段として決定的役割を果す所の把头制度も苦力帮に依り裏付けられてゐるものであり、此の點に立つとき彼等自身のものとして持つ相互扶助機能に對する考方も極めて慎重なるべきを覺える。

把头制度とは斯く民族的社會的特性を反映し、歴史的必然性を以て自然發生的に結成されたる所に重大なる意義を有するもので、彼等共同の利益を圖り且つ之を擁護せむとする強固なるボルド的性格を有するもので、把头を率領として統制ある共同體を築み、其の特種的な一面は共同責任制度と相互扶助機能に在りて、同僚の過失は共同の責任に於て之を拵濟し、慶弔禍福も亦之を共に分かち、之等の處置其の宜しむを得て部内の統制も保たれ、公私生活は舉げて之を把头に委ねて而も何等の紛擾を見る事なく、集團としての機能も昂揚され、此の制度を利用せむとする事業者も亦安んじて之に作業を委屬する事が出來、延ひては現状に於ける如く土建請負企業の經營上其の組織的機能の一環を形成するものと認めらるゝ程度に迄効用せられ且つ事實に於て本企業經營上決定的役割を演ずる迄に至つたものと考察される、即ち滿支土建労働者の保護管理實踐對策に於て、事業者の無過失賠償責任の追及さるゝに至る場合、當然此の把头制度の有する相互扶助機能との観合を招來するものと思はれるのであるが、可及的相互扶助機能は之を存置せしむるの措置を講ずる要を認める事切である、何となれば此の相互扶助機能の停止乃至破壞は把头制度の弱體化若は崩壞を意味する事となり、把头制度の急激なる弱性を招く事は直ちに工事の停滯を意味するからである、此處に災害扶助制度確立に關する今後の問題に付き慎重考慮を要せ

らるべき基本問題を見出すのであり、か之又滿支獨特の事項に屬する意味に於て、勞働保護立法に際し從來諸外國に於て經驗せらるゝ所の無かつた事たと共に、滿洲國の所要勞力の大表に依りて明かなる如く高度の對北支依存性は、本問題に關して最も特徴的な面を爲してゐるものと謂へやう。

尙ほ問題は北支農村問題に造言及されねばならず又之

38 年始めて鑛業法の制定を見、許可事業として監督、管理の最も容易なるべき鑛山業に關するものを對稱として先づ其の緒に就いたのであつて、次いで勞働者使役の比較的恒常的にして而も諸種の管理方策を充實せしめ得易かるべき工場勞働者に及び、之等既往の實績に徴し且つ幾多の研鑽の結果に基き、漸く昭和6年に至りて、勞働條件の最も複雑多岐にして之が管理も亦徹底せしめ難

第 2 表 入 離 滿 狀 態 滿・産・資一入滿勞力統計に依る

年 度 別	入 滿 數	離 滿 數	残 留 數	入 滿 數 に 對 する 殘 留 者
大 正 14 年	479,475	193,093	286,382	—
昭 和 1 年	646,617	272,453	374,164	57.9
2	1,013,772	281,295	762,477	73.1
3	967,154	342,979	624,175	64.5
4	941,661	541,254	400,407	42.5
5	673,392	439,654	233,738	34.7
6	416,825	402,509	14,016	3.4
7	372,629	448,905	-76,276	—
8	563,767	447,523	121,244	31.3
9	627,322	399,571	227,751	36.3
10	444,540	420,314	24,226	5.4
11	364,149	366,761	-2,612	—
12	323,659	259,093	64,591	19.9
13	492,376	252,795	239,581	48.7
合 計	8,363,363	5,068,504	3,293,864	39.4
平 均	597,312	362,036	233,276	39.4

無くして滿洲の勞働問題は理解されないしであると同時に前記の如く勞力資源の國外依存性は、勞働の勞務對策に、諸外國に於て見られ無かつた特徴的な高度の政治性を不可避的に隨伴するものである、之等に関しては問題の性質上一切觸れない事とし、問題の特性を指摘するに留めたい。

最後に、滿洲國の勞働保護立法體制が次第に整備されんとする趨勢に在る今日、我日本に於ける土建勞働保護立法の現状に至つた経過を辿つて見るのも強ち從事では無からうと思ひ敢えて蛇足を附する事とする。

日本に於ける勞働保護對策の發展過程を見るに、明治

き一般屋外勞働者に対するものゝ立法を見た次第で、此の間、鑛業法制定以來實に 30 年の歳月を要してゐる事實は吾人に何等かの示唆を與ふるものと認められる、勿論勞働事情を異にする彼我に於て之を同日には論じる事は出来ないが、鑛山、工場、其他一般屋外勞働者の夫々勞働性格を相異にするに従ひ保護立法の順位を異にせる間の消息は明確に看取さるべきであり、且つ鑛山勞働者を除く屋外勞働者に対する扶助救済が其の實踐的手段に於て如何に容易ならざるかを感得さるべきであり。

前記屋外勞働者に対する「勞働者災害扶助法」は昭和六年法律第五十四號を以つて制定されたものであるが、尙

ほ諸種の關係法令を附帶するものであり、土建労働者に關するものは本法に依り始めて扶助救済規定が明確にされた譯である、併し留意を要すべき事項として、扶助責任が使役者側の一方的負擔のみに依り遂行せらるべきは官又は公共團體其他に依りて行はるゝ「直營工事」のみに限られ「請負工事」として施工せらるゝ場合に於ては、其の工事に付き事業者と見做さるゝ請負業者に於て扶助責任を負ふべきは勿論とするも、其の扶助義務履行に伴ふ支出限度は一定に保たれ、此の負擔限度を越ゆる支出を要する場合は國家に於て經營さるゝ「扶助責任保險」に依り支辨さるゝ事となり、扶助支出が業者に對し過重なる經濟負擔とならざる措置が講ぜられてゐる事である、即ち本來多分に不安定なる企業性格を有する土建請負企業に對し、災害事故の如く豫測し得へからざる事象に基づく支出負擔を課するに際しては、其の負擔限度を明確恒常に保ち以つて企業經營の可及的安定化を圖れるもので

土建請負企業に關する限り、此の種の措置なくしては健全なる企業目的遂行の不可能なるは勿論、扶助救済の確保をも期し得られざる事を立置せるものと認むる事が出来る。

尙ほ「労働者災害扶助責任保險法」の實施に際し、業者の扶助支出負擔限度（一件10圓に満たざる療養費、一件八日に満たざる休業扶助料、葬祭料等は業者に於て單獨別途負擔）として當初制定されたる保險料率も昭和十一年に至り遂に保險給付拂出額の超過を來たし、該保險の維持經營不能に陥りたるを以つて、昭和十二年度よりは之を改訂、實質的に保險料率の引上げを斷行せざるを得ない事態に立至り、更に最近に於て再度改訂の餘儀なきに至つた事實は、如何に災害事故の豫測に難きものなるかを如實に示せるものである。

以上に依りて明かなる如く、労働保護立法に當り、屋外労働者に對するものか瀧山、工場に對するものゝ法制

第 3 表

保險料率(労働者災害扶助責任保險)更選一覽表

工 事 種 別	昭和11年度迄の保險料率		昭和12年改訂の保險料率		最近改訂の現行保險料率	
	請負金額 一萬圓當り	賃金一圓當り	請負金額 一萬圓當り	賃金一圓當り	請負金額 一萬圓當り	賃金一圓當り
労働者災害扶助法第一條 第一項第二號(ロ)の工事	—	—	—	—	43	63
隧 道 工 事	140	45	140	45	114	45
地下鐵道建設工事	213	320	213	320	166	320
水力發電用建設土木工事	—	—	268	105	214	105
鐵 軌 道 工 事	—	—	—	—	66	33
河 川 工 事	—	—	—	—	23	16
土 地 整 理 工 事	—	—	—	—	56	34
道 路 工 事	—	—	—	—	46	23
道路舗裝工事	—	—	23	20	18	20
工作物の破壊工事	—	45	23	45	—	45
築 工 事	28	22	—	20	18	20
鐵骨鐵筋又は鐵筋混凝土 造家屋建築工事	—	—	35	33	27	38
鐵骨家屋建築工事	—	—	—	—	20	35
家屋附帶設備工事	—	—	—	—	6	13
機械器具の組立 又は据付工事	—	—	—	—	22	65
橋 梁 工 事	67	33	67	33	52	32
其 の 他 の 工 事	85	23	85	23	35	29

化を見たる後 30 年の研究準備期間を経て始めて實現の緒に就き、此の間帝國議會の開催さるゝ都度各方面よりの論議は充分盡くされ、且つ學者、實務家の眞執なる研討を経て漸く生れ出てたるものにして、而も「請負工事」にかゝるものに関しては扶助責任保險制度を創設するの周到なる配慮を加へ、能ふる限りの手配準備を施せるにも拘らず尙ほ且つ本保險制度は數年を出でずして破綻を來たし經營困難に陥りたる事實は、土建労働者殊に請負工事にかゝるものに対しては、其の扶助救済制度の立法化の如何に難澁なるべきかを最も雄辯に物語つてゐる。斯く觀し來るとき、其の民族性、社會情勢、勞務體制並に工事施工條件等の甚だしく日本と異なるものゝある滿支に於て事業者の無過失賠償責任を其の基底とする災害扶助制度の實施に關しては其の容易ならざる事の程度は到底日本に於いて經驗された程度の比には非らざるべき事が

推測されやう。

む す び

滿洲國に於ける勞働保護立法殊に土建労働者に關する特殊の意義は、漫然果々として書き連らねた以上の贅言に依り概ね其の機軸を傳え得たるに非ずやと思考されるが、既に矢は弦を離れてゐるのである、勞働保護立法は現實の問題として活潑に前進しつゝある、唯今後に向つての問題は本立法を通じて彼等滿支人の動向が其の民族性並に社會情勢を背景として如何に立ち現らはれて來るかと言ふ事であり、願はくば善良なる勞働意識に弛背するが如き事態を招く事なく、立法精神本然の成果を期待し得る如く其の運用を見、時局の要請に應へて増々工事施工方式の圓滑なる運営を助成し、官民擧つて勞務報國の誠を致すに資する所あらん事を祈つて止まない。